

# 大村市政だより

【6月7日は

計量記念日です】

1日1回でも多くメートル法を使いましょう。

(商工水産課)

■昭和38年4月22日第三種郵便物認可■毎月3回1日、10日、20日発行

■発行所 大村市役所■印刷所 つじ印刷所■定価 1部5円

家庭 ↑ 市役所 ↑ 家庭 ↑ 市役所 ↑

農事メモ

受診は新しい保険証で

国民健康保険では四月一日から新しい被保険者証を使用することになりました。新しい被保険者証をまだ受け取っていない方は保険衛生課に届け出てください。

病院へかかるときは新しい被保険者証を持参してください。被保険者証を提出しないと全額自己負担になることがあります。古い被保険者証は使用できません。

(保険衛生課)

税務課の宅地調査

宅地評価のため宅地の奥行や門口などを六月から七月の二カ月間調査する予定です。所有者のご協力をお願いします。六月は西大村、竹松、松原の各地区、七月は福重、萱瀬、三浦、鈴田の各地区 (税務課)

被爆者手帳が新しくなります

今年是被爆者健康手帳の更新の年です。

従来は特別手帳だけが更新の対象となっておりまして、今年が特別手帳、一般手帳とも更新の対象となつておりますので六月十五日までに大村保健所に提出してください。

(福祉事務所)

税金の相談は……毎月5の日

税務署では毎月5の日を「税の相談日」として定め、一般納税者の質問や相談に応じています。なお、税務相談は匿名とし、税務署の管轄に関係なく相談に応じます。(諫早税務署)

【防風林について】

近年果樹栽培が盛んになるにつれて防風林に対する関心が強くなっています。そこで農業委員会では防風林、破風林の植え込み要領をつぎのとおりまとめました。

①植付の位置  
隣接する土地との境界よ

りメートル以上はなすこと。(枝の刈り込みなどのとき隣接地に迷惑をかけることが原則)  
②樹の高さ  
四メートル以内が適當。またすでに植え込んである防風林は、前二項に基いて善良な管理を行なうこと。この外、その部落独自の慣行がある場合にはそれにしたがうこと。

(農業委員会)



市税の納付についてお困りのときは、そのままにしておかないで税務課へご相談ください。

災害を受けたり疾病にかかったり、事業を休んだり廃止した場合などの事情により市税を納められないときは徴収猶予などの方法があります。

届出はなるべく納期限内にしてください。(税務課)

つぎのような事由が発生したときは十日以内に保険衛生課へ届け出てください。

■国保の被保険者の資格を得る場合の届出

- ①市外から転入したとき。
- ②退職したり、被扶養者を除外されて、職場の健康保険を受けなくなったとき。(引続いて他の健康保険に加入したときを除きます。)
- ③生活保護法の適用をうけなくなったとき。
- ④子供が生まれたとき。(すぐ助産費が支給されます。)

■国保の被保険者の資格を失う場合の届出

- ①市外に転出するとき。
- ②就職したり被扶養者の認定をうけて職場の健康保険に加入したとき
- ③生活保護法の適用をうけるようになったとき。
- ④死亡したとき。(すぐ葬祭費が支給されます。)

■その他の届出

- ①市内における住所・氏名・世帯を変更したとき。
- ②世帯主が変わったとき。
- ③他人の行為によって負傷などしたとき。(例えば交通事故など)届出の際は印鑑、被保険者証を持参してください。(保険衛生課)

# 心配ごとのある方は...

## 気軽るに相談所へ

心配ごと相談所は昨年六月より業務を開始しみなさんの相談に応じています。今までもいろいろの心配ごとの相談を受け、解決のいとぐちが見つかったりまた都合よく解決して喜んでいただける方も多数あります。

開設日時 毎週火曜日、金曜日の二回  
午前九時より午後三時まで

相談料 無料です。

(福祉事務所)

相談の内容は決して他にもらさぬことになっておりますので、心配ごとのある方は遠慮なく気軽にご相談ください。

### 開設場所

大村駅通り九電営業所前

## 6月4日→ムシ歯予防デー

### 歯の仕事

歯の病気が肺炎とか赤痢などとは違って普通生命にかかわることはありません。でも歯はかたいものをくたくたにするのは大変です。胃は運動はしますが食物を細かくはしません。そこで歯が悪いと必要

以上胃の負担を重くし、病気のもとになります。歯はいつも病気の危険にさらされています。病気がかかると治療しても元通りになることはありませんので治療より予防が大切です。

①妊娠中の食事栄養のバラシに留意すること。子供に悪くします。

②ビスケット等はムシ歯にする可能性が強く、一方野菜などは歯の清掃をしてくれます。

③歯ぶらしは上質のものを

使い、上の歯は「上から下へ」、下の歯は「下から上へ」

「そして奥歯のかみあわせ

## 日本脳炎の予防接種

日本脳炎の予防接種をつぎの日程で実施しますので、もれなく受けてください。なお、ことしも日本脳炎の流行が予測されますので、申込みをしておられない方も多数接種されますようおすすしめします。

一回につき、一人百三十円

幼児の場合は母子手帳を持参してください。

接種要領

△初めて接種する人 一週

(保健衛生課)

## 予防接種実施日程

実施場所	実施日 (1回目)	実施日 (2回目)
松原小学校	6月10日	6月17日
福重出張所	"	"
萱瀨出張所	6月11日	6月18日
黒木小学校	"	"
竹松出張所	"	"
立病院	6月12日	6月19日
市立小	"	"
大村小学校	"	"
東大村小学校	"	"
市立小	6月13日	6月20日
池田小学校	"	"
池田敬老人院	6月14日	6月21日

※時間はいずれも午後1時30分から3時まで

## 求人案内

十五才まで一食付四千元、縫工三十才まで歩合給月八千元

自家用には自由につくれます  
みかん すもも酒など  
一般家庭で自家消費のためにつくる。梅じょうちゅうは昨年四月から酒税法上密造酒とならないことになっておりましたが、今年四月からはつぎの物を用いてつくるものも密造酒とならないことになりました。

◇みかん◇すもも◇さるなし◇とち◇ぐみ◇かりん◇いち◇ご◇に◇ん◇く◇く◇こ◇し◇そ◇く◇わ◇またたび。

しかし、販売する目的でつくと密造となりますのでご注意ください。

なおブドウ酒をつくることは禁じられています。(庶務課)

【管内】男子店員十八才  
二十二才七千九百円・配達員十六才三十才一万八千円・自動車運転手十八才日収四百七百元、ゴム八才二十五才八千七百円、工十八才三十才一万一千円・タイヤ修理工十八才一万五千元

【県外】男子 溶接工二十才日収百五十才三百円・鍛造工見習十五才二十才日収二百七十才四百円・店員十五才二十三才一万九千元

すいぶん注意してもムシ歯はできません。大人になる頃から膿漏も心配です。普通乳幼児は三カ月に一度、子供は四カ月に一度、大人は半年に一度は歯科医で検査を受けましょう。

女子 店員十六才二十二才七千八百二十円・經理一才一万二千円、事務員事務十八才三十才七千八百六十才九千五百才一千元・炊事婦二十才四十才日収三百七十円、掃除婦四 (大村公共職業安定所)